

- (1) 『文化旬帖』一茶叢書、五一頁。
- (2) 『中央区史』下、一、三七三頁。『佃島の今昔』一一六頁など。
○平岡好文『雑祭式典範』大嶺祈願祭の条。三六六頁。
- (3) 佃島住吉神社所蔵写本。
- (4) 『朝日新聞』昭和三六・一〇・二二、「東京だより」。
- (5) 「佃つれづれ草」、『年輪』第11号（孔版雑誌）昭和四五、三、晴月会。

非人寄場

高柳金芳

はじめに

無宿野非人対策 抱非人と野非人

一 非人寄場取建の社会的背景

農村の疲弊と都市人口の増加 無宿野非人の取締り 無宿野非人の旧里帰郷令

二 非人寄場新規御取建

非人寄場新規御取建の端緒 非人寄場新規御取建 非人寄場の普請仕様と入費見積 非人寄場の普請

三 非人寄場の収容

非人寄場小屋入り 非人寄場小屋入りの作法と組織 非人寄場収容状況

四 非人寄場の手業

草履・草鞋作り 手業出精者に対する褒美銭 非人寄場手業の実体

五 非人寄場内の生活

寄場内の日常生活 非人寄場の出所 非人寄場の処罰及び逃去

六 非人寄場の危機とその打開策

非人寄場の収支 紙漉手業の計画

七 非人寄場維持に関する穢多頭彈左衛門の意見書

第一次意見書 再度の意見書

八 非人寄場の閉鎖

非人寄場収容者の切放と赦免 非人寄場閉鎖の伺書 非人寄場の崩壊と閉鎖

むすび

はじめに

無宿・野非人対策

近世封建社会において、すでにわが国最大の都市であった江戸は、天正十八年（一五九〇）八月徳川家康の入府から僅々三、四十年の間に、急速に発展した城下町である。

これは関ヶ原の戦いに勝利を収めた徳川家に対し、忠誠を誓う証として、江戸に屋敷を構える大名が増加し、次で寛永十二年（一六三五）参観交代の制度が確立してからは、諸大名は一定の期間、恒例的に江戸に在住することを義務づけられたことによる。

また大名の妻は、好むと好まざるとにかかわらず、すべて江戸に居住せしめられた。このため諸大名は、上屋敷・下屋敷を、中には中屋敷までも設け、多くの家臣・使用人を置くことを余儀なくされた。

かくして多くの消費生活者を擁するに至った江戸には、必然的に消費物質を供給する商工業者が全国から移り来たり、同時にこれら商工業者に使用される年季奉公人、日傭い労務者として、農村からの男女が聚合し、ついに膨大な江戸の人口を構成した。

非人寄場

江戸の人口に関する明確な統計はないが、元禄の末（一七〇〇ごろ）には一〇〇万人に達していたと推定⁽¹⁾される。これをヨーロッパ最大の都市といわれたロンドンにおいて、最初の国勢調査が行なわれた一八〇一年に、八六万余人であったことと比較すると、江戸がいかに繁栄していたかを知ることができる。かかる極端な都市人口の集中も、実は江戸時代中期以後の積年にわたる農村の疲弊により、窮乏した農民の都

市流入によるものである。またこれによって、都市の細民は更に転落し、ついに無宿・野非人が巷に氾濫するに至った。

江戸時代において都市の無宿・野非人が大きな社会問題として取り上げられたのは、すでに八代將軍吉宗の享保の改革であり、ついで寛政の改革においては松平乗翁定信が、また天保の改革に際しては時の老中水野越前守忠邦が、いずれもこの問題と真剣に取り組んだ。そして安永の「無宿養育所」の開所、寛政の「人足寄場」の設置及び天保の「非人寄場」の取建は、いずれもこうした社会的背景の所産であった。

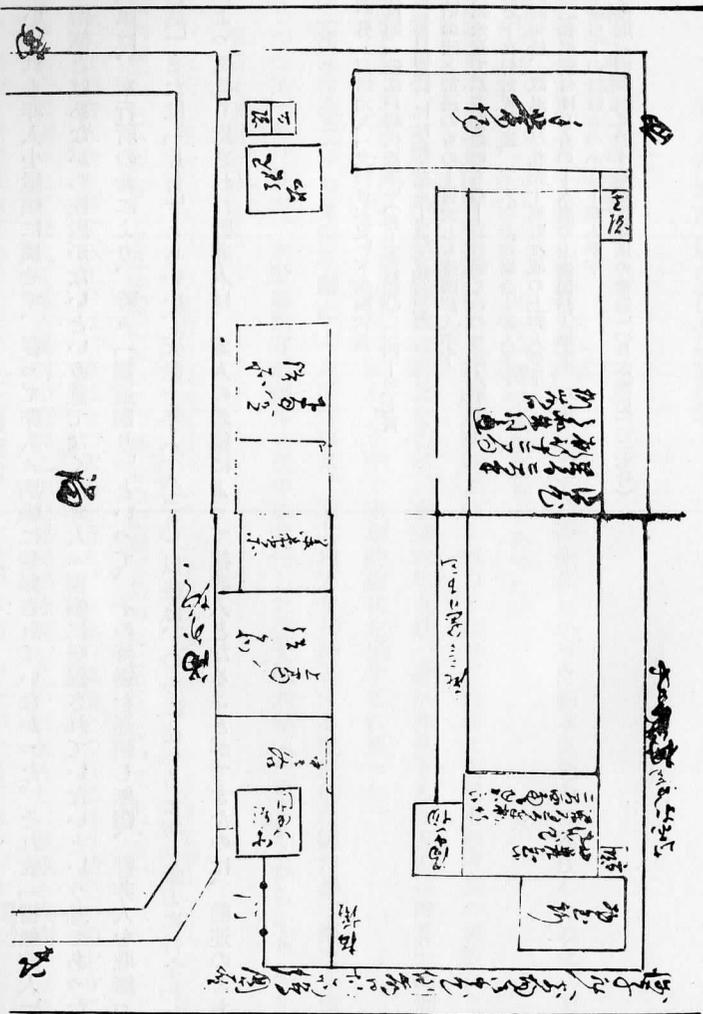
寛政の人足寄場については、本書において諸先生方が、それぞれ専門的な立場から詳細に論述されているので、ここでは人足寄場に深い関連のある非人寄場について、述べることにする。

抱非人と野非人

本編には爾後しばしば「抱非人」及び「野非人」という語が用いられるが、江戸時代の非人には抱非人と野非人の二種類があった。

徳川幕府の法令で非人と称したのは、このうちの抱非人のことであり、それぞれ所属する「小屋頭」があり、更に「非人頭」の支配下にあった。それ故、たとえ単独のカマボコ小屋に住んでいても、小屋頭に属するところから「小屋者」ともいわれた。⁽²⁾

抱非人には生れながらの非人、即ち非人素性のもと、相對死(心中)未遂などの刑科⁽³⁾によって非人手下⁽⁴⁾となつたもの、および生活の困窮から転落し非人(野非人)となり、それが小屋入りしたものがあつた。これらはその原因の如何を問わず、すべて「非人々別帳」⁽⁴⁾に登録されたものであつた。



これに対して「野非人」は一名「寄非人」「新非人」或は「渡り非人」ともいわれ、法令上の非人ではなかった。即ち平人の人別帳にのっているものもあり、久離・勘当等により人別帳から除かれたいわゆる「帳外者」もあったが、いずれも非人小屋頭に属せず、従って非人々別帳に登録されていなかった。それ故「宿無非人」ともいわれた。宿無とはあながち住居がないという意味でなく、非人々別帳に登録されていないという意味であった。また非人頭は、奉行所の命により、時々「制道廻り」といって、その持場を巡回し無宿、野非人を取締った。これを「狩込」または「片付」ともい、天保十年（一八三九）以後は、のちに述べるとおり強力に行なわれた。この狩込によって括り出された野非人は、本人の希望によって抱非人となることができたのは、前述のとおりである。

- (1) 笠原一男・安田元久「史料日本史」下巻四六頁
 (2) 石井良助「続江戸時代漫筆」(井上書房刊)二四一三七頁
 (3) 『御定書百箇条』には非人手下となる犯科を
 一、姉妹伯母姪と密通のもの―男女とも遠国非人手下
 二、相對死未遂で双方存命のもの―三日晒しのち非人手下
 一、主人と下女相對死未遂、主人存命の場合―非人手下
 一、三笠附句拾、取退無尽札売―家財没取の上非人手下
 一、離別之妻に疵付けしもの―入墨の上遠国非人手下
 一、拾五歳以下の無宿者の小盗―非人手下
 (4) 小丸俊雄「相模國に於ける近世賤民の構造」(日本歴史二三七号)

一 非人寄場取建の社会的背景

農村の疲弊と都市人口の増加

水野越前守忠邦が西丸老中から「青雲の要路」⁽¹⁾といつて、待望久しかった御本丸老中に就任したのは、天保五年（一八三四）三月一日のことであり、四十一歳の働き盛りであった。

当時の社会情勢は、商品経済の発展により大商人はいよいよ強力となり、政治は支配階級内部の腐敗により、墮落・沈滞していた。このため幕府の財政は窮乏を告げ、全国的に百姓一揆が激発するなどの「内憂」に加え、外国船の近海出現という「外患」に、幕藩体制もようやく末期的症状を呈するに至った。

特に天保二年（一八三一）の氣候不順による不作以来、東北地方を初めとする慢性的な凶作が、漸次全国的な規模に拡大しつつあった。就中、水野越前守が御本丸老中に就任した翌天保六年（一八三五）から七年にかけての大飢饉は、深刻な様相を呈した。

このことは、天保七年（一八三六）の幕府の収納高が、一〇三万九千九百七〇石という享保元年（一七一六）から天保十二年（一八四一）に至る百二十五年間において、最低の記録であったことによつても分る。

このため膨大な消費人口を擁する江戸は、直接その影響を蒙り、米価の高騰とこれに伴う諸色の値上りにより、細民は窮乏のどん底に陥った。加えて地方農村の疲弊により難民が陸續と江戸に流入し、飢餓と疾病のため倒れ等が続出した。例えば天保六年（一八三五）には餓死者二二名を出し、七年十月には一カ月間に行倒れ一〇〇人、捨子五三人、欠落者一八人を数える程であった。

ここにおいて幕府は、とりあえず御救小屋を設け、これら困窮者を收容するとともに、町会所積金により米や銭を支給した。このことは『武江年表』天保七年（一八三六）の条にも「七月より貧民御救として米銭を給わり、又十月にいたり筋違橋御門外より和泉橋迄の間、河岸通りに御救の小屋を営て、これに居らしめ食物を給わる」とある。

ところが天保十年（一八三九）春ごろから、作柄の回復に伴い米価が次第に下落し、市況もようやく落着を見せてきたので、御救小屋を廃止した。そして此処に收容されていた多くの無宿、野非人が再び街頭に放出されるに及び、やがて新たな社会問題が発生するに至った。

無宿・野非人の取締り

御救小屋が取払いとなった天保十年（一八三九）三月ごろに至り、無宿・野非人の横行は目に余るものがあった。夜分はもとより白昼しかも人混みの中で、ゆすり・たかり・搔払い・その他悪質の犯罪が続発した。

また商家の軒先に立ち塞がり、往来で押し貫いをするものもあって、町奉行所の市中見廻掛から「近来乞食非人夥敷市中徘徊致し、町家見世先江立ふさがり、又ハ往来人之袖ニ取付迷惑為致、押而銭乞貫ひ、難義致し候間、狩込ニ而も有之候様致し度旨一統申居候」という上申書⁽⁴⁾が提出される程であった。

かくして江戸市中の無宿・野非人対策は、ようやく救済処置から保安処分に変貌するに至った。このため同年（一八三九）三月二十二日町奉行所は穢多頭彈左衛門に対し「非人頭共油断無之様沙汰可致」とて、無宿・野非人の狩込み、追払いを厳命した。⁽⁵⁾

無宿・野非人の狩込み、追払いは三月下旬から九月上旬まで、ほとんど毎日行なわれ、およそ五、〇〇〇人⁽⁶⁾の

者どもが追払いとなった。ここに追払いというのは、非人頭の配下が、持場内の制道廻りを行ない無宿・野非人に対し、非人手下⁽⁷⁾となるか否かを質し、希望するものは手下とするが、希望しないものは生国に帰るよう申し渡し、出生地への街道口から追い払うのであった。

しかし彼等はずもともと地方農村において生計が成りたたぬため、江戸に流入したものだけに、今更生国に帰ることもならず、すぐまた江戸に舞い戻ってきた。このことは穢多頭彈左衛門の書上⁽⁷⁾にも「其口々江追払候而も翌日は御当地江立戻り……」とある。

ここにおいて、天保十一年（一八四〇）三月、時の南町奉行筒井和泉守政憲と北町奉行遠山左衛門尉景元は連署をもって、強力な無宿・野非人の狩込を行なうべく、役人手当及び人足賃の下附願を添えて若年寄松平玄蕃頭忠恵に願い出でその許可を得て実施した。⁽⁸⁾この狩込によって非人手下となったものは、実に三四〇人⁽⁹⁾の多きに及んだとある。

しかしこれら強力な狩込は、新たな非人手下の増加となり、抱非人の重要生計手段であった「日勧進⁽¹⁰⁾」による収入が減少する結果となったため、非人頭たちはむしろこれを喜ばなかった。

かくして無宿・野非人取締りの唯一の方法と考えられていた狩込み、追払いも、さしたる効果をあげることができなかった。

無宿・野非人の旧里帰郷令

老中水野越前守忠邦は天保の大飢饉の際、遠江国浜松城主として上納米が半減⁽¹¹⁾した辛い経験を有していた。このため農村における生産人口の確保と、都市特に江戸の人口集中排除を企図した。これが天保十三年（一八四二）

十一月に発令された「無宿・野非人旧里帰郷令」である。その法令の要旨は

近年無宿并野非人共多く御府内徘徊いたし、右之内ニハ品々不届之及所業候類不少、依之、今般御府内立廻候分ハ於町奉行所召捕、糺之上男女とも夫々旧里江帰郷申付、御料ハ其所之奉行所又は御代官、御預所役人、万石以上ハ領主家来、万石以下知行給地且寺社領之分ハ家来并村役人等呼出し可引渡遣間、全ク帳外迄之もの、或ハ格別之罪科にも無之分ハ、村役人并身寄之もの共江引渡、可成丈改心帰農為致、又ハ山海之稼、其外人夫ニ遣ひ候とも勝手次第、都而旧里を不離取計可申候云々

とあり、江戸の人口集中を抑制し百姓の退転を防止することにより、農村の荒廃を救済するにであった。

この水野越前守の農村人口確保の構想は、早くから考慮されていたもので、天保九年（一八三八）閏四月二十一日、勘定奉行内藤隼人正矩佳が越前守の旨を体し、つぎのような諮問を各郡代・代官に求めたことによつても分る。⁽¹³⁾

諸国人別之儀、近年相増候得共、国柄により享保之頃に見合候得ば、過半人数減少致し候場所も有之、御府内人別も次第に相増候得共、多分は他国出生の者に付、寛政以来御入用をも不被為厭、帰農之儀厚御世話有之候得共、兎角近国之内にも人数減少、荒地多之場所も有之、御府内之人別次第に相増候に付ては、生者寡く食者衆く相成候故、自然と凶年ニ御救等も莫大之事に至り、往々御世話行届兼可申哉、難斗事ニ付、戸籍之儀得と議々致可申上旨、越前守殿御沙汰も有之候間、在々人別増方、御府内人別減方取締見込之処、無腹藏取調、銘々印封を以、早々可被申開候事

この諮問に対し、郡代・代官三十四名が、早い者は早々に、遅い者でも天保十二年（一八四一）九月までに意見書を、勘定奉行の許まで提出したことは、旧幕府引継書『市中取締類集』（旧里帰農之部）四冊の大部を成して収録されている。

なおこの旧里帰郷の奨励は、右の諮問にも「寛政以来云々」とあるとおり、すでに天明の大飢饉により農村の疲弊荒廃を目撃した松平楽翁定信が、寛政の改革に際して実施したことであり、寛政二年（一七九〇）十一月の町触れ⁽¹⁴⁾

在方より当地へ出でたる者にして、帰郷せんと欲するも、旅費なきか、或は帰郷するも夫食農具代に差支ふるものは、町役人差添にて願出づべく、吟味の上御料所並に小給所、寺社領等の者は手当を支給し帰郷を命じ、万石以上の領分の者はその領主に引渡し帰村せしむべし。若し旧里において本人の帰村に故障あるか、本人旧里に親戚を有せず、田畑をも所持せず、故郷以外の地にて農業を営まんと欲せば、前文の手当を支給したる上、手余地ある国へ差遣わし、相応の田畑を与ふべしとあった。

この旧里帰郷奨励の町触れが、いかほどの効果があったかは明らかでないが、成功したとは考えられない。それは前記の天保九年（一八三八）の諮問に対する各郡代・代官の意見書⁽¹⁵⁾が、むしろ批判的で、特に葦山代官江川太郎左衛門の如きは、回答の限りではないといったことによつても知ることができる。

しかし水野越前守は、これら郡代・代官の意見書を参考に、農村人口の回復と都市人口の抑制及び治安確保の方法を考慮しつづつたことは事実である。

(1) 北島正元『水野忠邦』（弘文館刊）一三五頁

(2) 同三二〇頁

(3) 前掲笠原一男・安田元久「史料日本史」下巻

- (4) 旧幕府引継書『市中取締類集』(天保一二、六の項)
- (5) 同 『天保撰要類集』天保一〇、九の項
- (6) 南和男『江戸の社会構造』(塙書房刊)九六一九七頁
- (7) 『市中取締類集』(無宿片付之部)
- (8) 『天保撰要類集』(穢多・非人、乞胸之部)
- (9) 同右
- (10) 前掲南和男『江戸の社会構造』九八頁
- (11) 前掲北島正元『水野忠邦』一五〇頁
- (12) (13) 幸田成友『天保人別改令』三田学会雑誌一〇巻八号
- (14) 『徳川禁令考』巻五
- (15) 前掲幸田成友『天保人別改令』

二 非人寄場新規御取建

非人寄場新規御取建の端緒

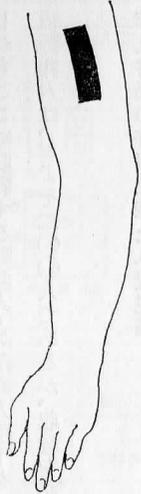
天保十三年(一八四二)五月、時の北町奉行遠山左衛門尉景元は南町奉行鳥居甲斐守忠耀と連署をもって、老中水野越前守忠邦に無宿・野非人の処置として「無宿・野非人之儀は、穢多非人には無之無頼之無宿ニ而、物貫致歩行候者」であるから、よろしくすべて人足寄場に收容すべきであると上申し、人足寄場の増設方を具申した。⁽¹⁾これは遠山左衛門尉がすでに前年寄場奉行佐々木三蔵と内談し、折りしも寄場内に油絞所が設けられ、多くの人足を必要とするところから、寄場の増設さえ可能ならば、無宿人の收容を大いに歓迎する旨の言質をとったことによる。⁽²⁾

しかも増設の場所として、寄場につづく薪炭置場のうち三、三〇〇坪の地が適当であり、経費は收容者の手業及びその他の労働によって得る賃金を充当するから、幕府の負担にならないよう考慮しているとまで述べている。その上「人足寄場建足候はば、此上何程狩込候とも差支も有之間敷候」と、無宿・野非人の対策に積極的な熱意を示した。⁽³⁾

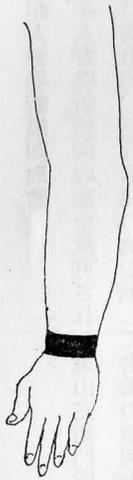
またこれと同時に、非人については浅草の非人溜の後方二〇〇坪の明地に「手軽き牢体之罫」⁽⁴⁾を建て收容することも具申した。

これに対して水野越前守は、人足寄場の増設方については当時「天保の人別改令」を検討中で「江戸人別嚴重ニ相改、在方入来候遊民擯斥候ハ、自然人数も可減筋ニ付、当時不差急方可有候」として否決した。しかし非人の收容については「非人片付のため可然」として、同年十二月に至りこれを裁可した。

(最初の入墨)



(二度目の入墨)



もの」とあるように、狩込その他によって一旦非人手下となったが、生来の怠惰と非人稼業の窮屈さを嫌って欠落し、再度狩込によって捕えられた者たちであった。しかも非人手下で欠落した者は、一時ゆるやかだった処分を、寛政二年(一七九〇)六月南町奉行池田筑後守長恵の命により強化し、穢多頭弾左衛門の処刑として、最初は左腕肩先より三寸ほどのところに長さ二寸、幅三分の入墨を、二度目のときは左手首に輪の入墨を施し、欠落三度に及ぶときは死罪となった。⁽⁵⁾

非人寄場新規御取建

非人寄場新規御取建を裁可された遠山左衛門尉は、配下の組与力に現地を検分せしめ、浅草非人溜の後方明地、間口式拾間、奥行拾間の地を画して寄場の敷地とした。

しかもここに収容する野非人、欠落非人手下を一〇〇人と予定した。これは非人頭の調べにより市中を徘徊する無宿野非人は、およそ二〇〇人であるが、収容を必要とするものは一〇〇人程度であろうと推定したことによる。

非人寄場の普請仕様と入費見積

これよりさき、天保十三年（一八四二）八月、遠山左衛門尉は町奉行所御用大工白魚屋敷家主市兵衛に普請の仕様と見積書を、また非人頭千代松には入費の見積書を提出せしめた。その詳細は旧幕府引継書『市中取締類集』（人別出稼之部）の上下二冊の大部を占めるほどの膨大なものであり、「小屋絵図」（附図参照）二枚が添付されていた。

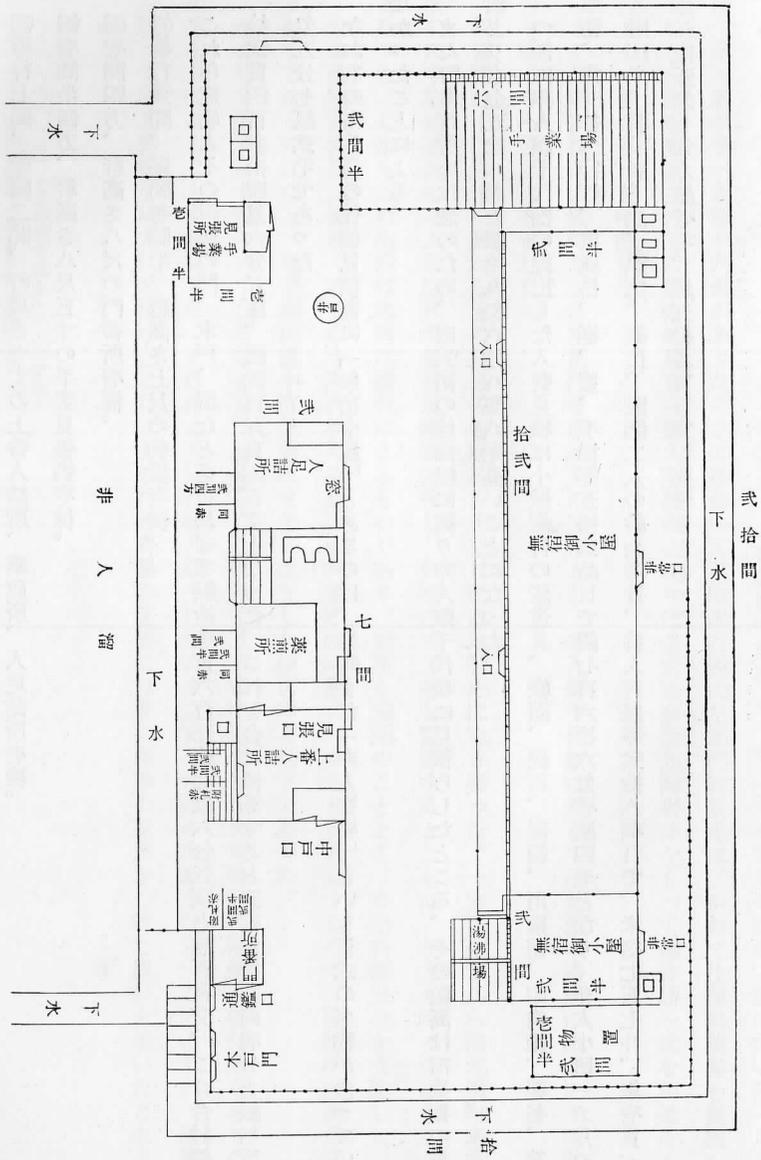
その主な内容はつぎのとおりである。

惣構の東南側即ち非人溜の外堀に当る式拾間は幅参尺に埋立て、その他の三方延長四拾間に新たに幅参尺五寸、深さ式尺の下水溝を掘り立て、敷地式百坪には在来より老尺通りの盛土をなし、建物の部分は更に老尺の盛土を行なう。その入用銀七百七拾七匁と錢百九貫四百文。

また主な建物は

(一) 桁行拾四間、梁間式間半、軒高さ老丈の無宿小屋、棧、但し内式間に式間半の女非人小屋を含む。

非人寄場



無宿御小屋絵図 (市中取締類集より)

(二) 桁行六間、梁間式間半、軒高さ九尺の手業場杵棟。

(三) 桁行七間、梁間二間、軒高さ杵丈の上番人詰所、薬煎所、人足詰所杵棟。

(四) 杵間半四方、軒高さ八尺五寸の手業見張場杵棟。

(五) 杵間四方、軒高さ八尺の門番所杵棟。

(六) 桁行式間、梁間杵間半、軒高さ七尺の物置杵棟。

これら建物とその附属の門、木戸、扉などを合わせて銀拾壹貫六百五拾七匁六分五厘と錢百貫文、二口合計銀拾貳貫四百參拾四匁六分五厘、錢貳百九貫四百文となった。これを金に換算すると貳百參拾九匁分と銀拾貳匁五分七厘貳毛であった。

なお右の市兵衛の仕様見積書に「無宿小屋」とあるのは、当時まだ「非人寄場」という正式の名称が決っていないことがわかる。

また町奉行所では念のため、市兵衛の仕様帳に抛り非人頭千代松に見積らしたところ、その総高は市兵衛の見積よりも金五拾八匁と銀拾九匁六分八厘八毛高いことになった。

つぎに非人頭千代松の提出した入費見積は小屋備付の諸道具、帳面、硯石、硯箱、用算筒、印肉箱、薬釜、薬箆、鍋、釜、行灯、据風呂、桶、盥、手桶等五拾貳品目で銀七百六拾六匁杵厘四毛となり、非人小屋一カ月の入用は米、薪、炭、油、蠟燭、薬代、医師二人の給金増賃、番人賃銀等貳拾八項目で、米拾七石七斗、銀壹貫七百五拾五匁七分六厘杵毛、錢五拾參貫百文を要するとあった。

非人寄場の普請

かくして、天保十三年（一八四二）十二月六日、水野越前守忠邦より非人寄場新規御取建之儀は何い済みと心得、早々着手すべき旨の内命があった。ここにおいて北町奉行遠山左衛門尉景元は、かねて仕様見積書を提出していた白魚屋敷家主大工市兵衛に対し「御入用積のとおり代金貳百參拾九匁分をもって御普請一式を相違なく仕上ぐべきこと」を申渡した。

また同時に深川大嶋町家主庄左衛門を市兵衛の請人とし、非人頭千代松に対しては普請中場所に向いて手落なきようすべしことを命じた。

御普請は十二月十一日から土の持込みを始め、十三日には地堅めに取り掛った。一方この日から南北両町奉行所の市中取締掛同心一人が交代で毎日現場に出役し、付切りで工事を監督するとともに、与力も時々見廻ることとなった。しかもこの出役は臨時の指令によるものであり、場所も遠隔のこととて、弁当料銀三分を支給した。

なお当時右大将（家祥、のちの十三代將軍家定）が狩獵のため屢々この辺りを通過するので、普請中は御目障りになるかも知れぬと、老中堀田備中守正篤にまで届出をしたほどの周到さであった。

かくして翌天保十四年（一八四三）三月、普請は完成し十五日市中取締掛が実地検分の結果、仕様帳どおりの出来上りであることを確認した。これにより同日非人頭千代松に火之元その他の取締を注意するとともに、請書を取って非人寄場を同人にお預けとした。このため寄場の正面には非人頭車の紋所をつけた挑灯を用いたとある。

(1)、(3)、(4) 『天保撰要類集』（人別之部）

(2) 『市中取締類集』（無宿片付之部）

(5) 前掲石井良助『続江戸時代漫筆』三一頁

(6) 『市中取締類集』（人別出稼之部一一二）

(7) 『市中取締類集』(人別・出稼之部)
(8) (12) 『市中取締類集』(非人寄場之部一)

三 非人寄場の収容

非人寄場小屋入り

三月十五日市中取締掛より非人寄場が仕様帳どおり仕上った旨の報告をうけた北町奉行阿部遠江守正藏(遠山左衛門尉景元は同年二月二十四日大目付に転任)は、南町奉行島居甲斐守忠耀と連署をもって、その旨を水野越前守に報告するとともに、三月十六日から無宿野非人を寄場に収容することを報告した。⁽¹⁾
その最初に小屋入りをした無宿野非人は、佐市、亀吉という二人で、その申渡しは⁽²⁾つぎのとおりである。

申 渡

越後国田尻村

無宿

鉄五郎

深川六間堀町

無宿

為吉

尾州小川村

無宿非人

佐市

立野村

無宿非人

亀吉

其方共依召捕遂吟味処、盗みたる事も無之為無構

但、鉄五郎ハ兄吉五郎江為吉ハ人足寄場江佐市外巷名ハ非人寄場江差出ス

これにより無罪の無宿で身許引受人のないものは人足寄場へ、また無罪の野非人は穢多頭弾左衛門の仕置をうけることもなく、直接非人寄場に収容されたことが分る。

これに反して、有罪の野非人は一旦弾左衛門に引渡され、仕置をうけたのち非人寄場に収容された。例えば⁽³⁾

穢多頭弾左衛門支配

上州甘楽郡下仁田村

長吏小頭馬右衛門手下

同郡南蛇井村小屋頭

新七抱非人に而致欠落候

弾左衛門入墨

亀五郎

其方儀先達而不屈有之入墨重敵処分、入墨の上江戸払、江戸十里追放可申付処、非人之儀に付相当之仕置可

申付旨申渡彈左衛門江引渡相成、同人方に而右仕置相成候。

然るに御当地に立入候段不届に付、中追放可申付候処、非人之身に付相当之仕置可申付申渡彈左衛門に引渡
ス

但し非人寄場に差出ス

右之通被仰渡候依如件

とある。これは追放刑のものが、刑期未了中に舞い戻り、狩込により捕えられた場合である。

非人寄場小屋入りの作法と組織

非人寄場に小屋入りする者に対しては、人足寄場の場合と同様、まずその遵守すべき条目⁽⁴⁾を読み聞かせた。

新入之もの共江可読聞条目

其方共儀、此度厚御仁恵を以、寄場入被仰付候間、職業出精いたし可申候、心駄相改格別出精之ものは囲ひ
ゝ差出、役附候様いたし遣、出精之次第ニ寄、褒美錢差遣候分積立置、追而身分取立候節可渡遣候

一、寄場囲外江出候儀、一切難相成候事

一、囲内におゐて喧嘩口論致間敷事

一、囲内ニ而賭事一切致間敷事

一、毎朝六半時（現在の午前七時）⁵手業場江出、四時（午前十時）小休、九時（正午）昼休、八時（午後二時）小休、七時（午後四時）仕舞、一同囲内江追入候事

一、右手業いたし候内ハ咄等不相成候事

右之条々聊たり共相背ニおゐては、厳敷折檻を加江、尚不相用もの共は、嚴重之仕置申付候間、銘々職業出
精可致もの也

とあつた。

また非人頭千代松は、三月十六日の初的小屋入りとともに、寄場内の組織⁽⁵⁾として、つぎのとおり諸番人並びに
掛役人を手当して、その万全を期した。

一、上番人小屋頭 昼夜耆人詰

一、見張横目小屋頭 昼夜式人詰

一、薬煎役小屋頭 昼夜式人詰

一、門番人小屋頭 昼夜耆人

一、同添番人足 同 断

一、下番人足 昼夜六人詰

一、小遣人足 昼参人

一、米春人足 昼耆人

一、飯焚人足 同 断

一、寄場掛手代小屋頭 昼夜耆人詰

一、同賄役小屋頭 同 断

一、同勘定役小屋頭 同 断

但し毎月御入用帳仕上之節は耆人相増申候

一、書役小屋頭

昼夜老人

一、人足世話役

溜人足世話役小屋頭兼帯仕候

右之通申付私并組頭重役、小屋頭は日々見廻り心付申候

とあった。

なおこれに伴い、さきに述べたとおり非人寄場新規御取建のための普請中は、南北町奉行所の市中取締掛が日見廻りを行っていたが、すでに小屋入りも初まり、加えて非人頭千代松にお預けとなり、同人が上番人小屋頭を初め諸掛を手当したので、市中取締掛の日々の見廻りはこれを廃止した。ついで四月十日からその見廻りを牢屋見廻掛に移管し、非人溜と同様に取扱うこととなった。

非人寄場収容状況

非人寄場の完成とともに、天保十四年（一八四三）三月から盛んに符込が行なわれた。そして市中を徘徊する者は、盲人その他の片輪者を除き、ひとまずこれを町奉行所に送り例線方が取調の上、無罪のものは直ちに人足寄場または非人寄場に入れ、前科のある者や仔細あり気な野非人は、吟味方の取調をうけたのち非人寄場へ移した。

また非人小屋から欠落したものは或は追放刑に相当する野非人は、一旦穢多頭彈左衛門に引き渡し、仕置が終了のち非人寄場に収容した。更に有罪の非人・野非人については、さきにも述べたとおり町奉行所において仕置を申渡したのち

××に可申付処、非人之儀ニ付、彈左衛門江引渡、同人方ニ而右仕置可申付者也

として彈左衛門に引渡し、同人方において仕置のち非人寄場に入れたのである。

かくして、非人寄場に収容されたものは、天保十四年（一八四三）三月十六日の二人を筆頭に、同年十二月までに五十三名であった。なお翌弘化元年（一八四四）から同三年（一八四六）までの年々の平均収容者はつぎのとおりであった。

弘化元辰年	無宿非人	百四拾式人九分未
平均高		
同 式巳年	同	百四拾四人七分余
同 参午年	同	断 百参拾六人八分余

- (1)-(3) 『市中取締類集』（非人寄場之部）
- (4) 『市中取締類集』（非人寄場之部）
- (5) 前掲南和男『江戸の社会構造』一四五頁
- (6)、(7) 『市中取締類集』（非人寄場之部）
- (8) 『市中取締類集』（非人寄場之部）
- (9) 同右（非人頭千代松差出書）
- (10) 『市中取締類集』（人足寄場三）、『東京市史稿』救済編五二一五四頁

四 非人寄場の手業

草履・草鞋作り

そもそも非人寄場の手業については、天保十三年（一八四二）五月、北町奉行遠山左衛門尉景元と南町奉行鳥

居甲斐守忠耀が連署をもって非人寄場新規御取建を老中水野越前守忠邦に上申した際に⁽¹⁾

……尤寄場同様之仕方にて昼は手業場へ差出、非人相応之手業を教職業為仕……

とあるとおり、人足寄場に倣って手業をさせることとした。

人足寄場の手業は、寛政二年（一七九〇）二月二十六日の松平樂翁定信の達しに「人足之作業之儀者、勝手次第得手之儀を為致可申候」とあるとおり、当初は本人の得手を生かし作業をさせたが、次第に作業職種が拡大し、大田蜀山人南畝の『一話一言』⁽³⁾に収められた絵図によると、紙漉・鍛冶屋・駕籠屋・屋根屋・竹笠・ほり物・元結・草履・縄細工・百姓・やり・銭差・煙草・髪結・大工・人足・米舂・蛤粉造り・炭団作りなどがあり、実に多種多様であった。しかし天保十二年（一八四一）以後は、油絞りが重要な作業となったことは、さきに触れたとおりである。

これに反して、非人寄場における手業は、僅かに草履、草鞋作りに過ぎなかった。これは非人寄場に収容される無宿野非人の多くが非行、放埒のため久離・勘当をうけた者や、渡世向未熟のため奉公の叶わなかったもの、或は非人職業を難儀に思い欠落したものであったから、直ぐに役立つ手業を身につけている者が少なかったことにもよる。

さて天保十四年（一八四三）三月十六日から追々寄場入りをした者たちに対し、同年四月四日から手業を初めた。これは非人寄場御取建の見積に、収容人員を一〇〇人と予定し、当初は一人一日草履・草鞋三足を日課とし、手馴れるに従い一人一日八足とし、その売捌代金を積立て、四年後の弘化三年（一八四六）三月以後は、建物の修理などを除く食料その他一切の経費を賄うべく計算した⁽⁴⁾ことによる。

しかしながら、当初何とか草履、草鞋の作れる者は僅か四人に過ぎなかった。このため一人一日草履、草鞋八足の目標を達すべく日課を定め、朝の六つ半（現在の午前七時）から手業場に出し、夕の七つ（午後四時）まで手業に出精⁽⁵⁾させた。

手業出精者に対する褒美銭

非人寄場における手業の日課は、一人一日草履、草鞋八足であったが、成るべく多く作るよう指導するとともに、出精の者には褒美銭を出しこれを奨励した。⁽⁶⁾即ち弘化二年（一八四五）八月牢屋見廻掛からの伺書にも

浅草非人寄場入之もの共、手業出精仕候もの有之候ニ付辰（天保十五年）四月中非人頭千代松申立褒美銭被下置候後ち相励日増ニ手馴目標余分作増候様相成候……

とあるように、事実天保十五年（一八四四）四月野非人源太郎（貳拾五歳）に五百文、尾州小川村無宿非人佐市（四拾七歳）他六名にいずれも参百文の褒美銭が与えられた。⁽⁷⁾

また弘化二年（一八四五）三月非人頭千代松から仙台無宿非人令次郎（拾七歳）を初め貳拾貳人が、当時一人一日八足から拾貳足を作り上げたことを報告し、御褒美銭各参百文を下し置かれるよう願出があった。⁽⁸⁾

非人寄場手業の実体

非人寄場の手業については、前述のとおり出精して褒美銭を頂戴したのもあるが、これは極く一部のもので、多くは辛うじて日課を果す状態であった。

これというのも、寄場入りをする無宿野非人は元来怠惰のものが多かったことは事実であるが、加えて手業に対する手当の取扱方に大きな問題があったと私考する。

人足寄場においては、その設立の趣旨から手業による売上金の三分の二を毎月十日目毎に本人に支給し、残る三分の一を人足寄場が預り置き、赦免のとき生業資金として渡すこととなっていた。⁽⁹⁾

これに対し、非人寄場においては、御取建の際の見積りにより、いかに励んで日課より多くの作業を果しても、その手業の売捌代金はすべて寄場の賄いに繰込まれてしまった。そして、せいぜい参百文乃至五百文の褒美銭を与えられるにしても、それは寄場で預り置き、寄場から出所の際に渡されたのである。

こうした手業に対する手当の取扱方が、非人寄場における勤勞意欲を喪失せしめた原因であったと考えられる。

- (1) 『天保撰要類集』(人別之部)
- (2) 『徳川禁令考』後集
- (3) 『新百家説林』(一話一言)
- (4) 『天保撰要類集』(人別之部)
- (5) 『市中取締類集』(非人寄場之部)
- (6) 『市中取締類集』(非人寄場之部二) 非人頭千代松差出書
- (7) (8) 『市中取締類集』(非人寄場之部三)
- (9) 『市中取締類集』(無宿片付方之部) 『南町奉行より寄場奉行宛書付』
- (10) 『市中取締類集』(非人寄場之部二) 千代松差出書

五 非人寄場内の生活

寄場内の日常生活

非人寄場における生活は、その御取立の経緯よりしても、当然人足寄場の仕来に従うべきであり、またその方

針でもあった。

ところが実際は、むしろ隣接する非人溜との振合いに重きをおいたようである。非人溜と非人寄場とは、その性格を異にするにもかかわらず、こうした結果となったのは、単に地理的に近接するばかりでなく、さきにも述べたとおり、寄場入りが始まると間もなく、従来の町奉行所市中取締掛から牢屋見廻掛に所管が移り、非人溜と同時に見廻り取締ようになったことによると考えられる。

また非人寄場が、非人溜と同様に非人頭千代松にお預けとなったことにもよるであろう。

まず非人寄場の御扶持が非人溜に準じ男子は一日五合、女子と童子は二合五勺⁽³⁾であった。その他菓の扱いや、夏冬の御仕着などはすべて非人溜に準じ、またはこれとの振合いによった。⁽⁴⁾

特に当初寛大であったお取扱いが、非人溜に準じて次第に厳しくなり、弘化四年(一八四七)十二月の書上⁽⁵⁾には

「非人寄場之儀、浅草溜之非人共取扱候故、自然番人其外者共、溜之振合と相成、手業場も錠に而締致し、無罪のものも困外は勿論、部屋之外は困内にも不差出、火気は一切禁じ厳重之扱斗に御座候」とある。

しかし『市中取締類集』によると、つぎのような取扱いも、断片的ながら、各所に見られる。即ち、

天保十四年(一八四三)四月からは、手業にも差支えるところから、毎月三回月代を剃ることとなった。また同年冬十月からは寒氣の手当として、溜格子の他に障子をたてること⁽⁶⁾や、一升徳利に煮湯を入れ、これをぼろに包んで寒さ凌ぎとすることが許された。その費用が銀四匁八分であったことまで、記されている。

非人寄場の出所

当時人足寄場における収容期間は、概ね三年または五年であった。これは「御定書百ヶ条」により徒刑の限度が三年であり、追放刑の限度が五年であったことによる⁽⁷⁾と考えられる。

ところが、非人寄場の収容期間については別段の定めがなく、僅かに『新入之もの共江可読聞条目』⁽⁸⁾のうちに「心底相改、格別出精のものは罫より差出、役付候様いたし遣す」とあるに過ぎなかった。

しかし実際に、手業に出精し心底も改まり実躰となったと非人頭が認めたものは、町奉行所に伺いをたて、特別な御憐愍をもって出所を差し許された。そしてまず抱非人とし、なお十分見届けた上で小屋持にもした。

その実例として

○弘化巳二年(一八四五)十月

野非人

卯三月十七日寄場入

源太郎(巳式拾五)

尾州小川村無宿非人

卯三月十三日寄場入

佐市(巳四十七)

佐州小麦村無宿

卯三月廿五日寄場入

庄吉(巳参拾参)

右寄場差免非人頭善七抱非人ニ被仰付

○弘化四未年(一八四七)十一月

房州無宿

卯三月十九日寄場入

万吉(卯拾九)

神田佐久間町無宿

卯三月十九日寄場入

彦次郎(卯拾四)

川崎無宿非人

卯三月廿九日寄場入

藤次郎(卯拾六)

郡内無宿野非人

卯三月十七日寄場入

庄次郎(卯拾貳)

武州小鹿野村非人小屋頭

辰四月廿二日寄場入

市太郎(辰拾九)

右寄場差免非人頭善七抱非人ニ被仰付

○嘉永元年(一八四八)二月

浅草新寺町非人小屋頭

次助抱非人ニ而欠落

卯四月廿九日寄場入

栄作(巳参拾)

他拾参名

右寄場差免非人頭善七抱非人ニ被仰付

非人寄場の処罰及び逃去

当時の非人寄場には、必ずしも前述のような出精者のみではなかった。むしろ日課さえ果たさぬ者が多かった。これらの者に対しては非人頭善七の書上にも

「職業不精ニ而、日課迫出来不申、不埒之及所業候もの共、嚴重折檻を加、尚不相用候はば彈左衛門(穢多頭)方江申立、嚴重に仕置可為致候」⁽¹⁰⁾

とあるとおり、嚴重な折檻、仕置が行なわれた。

また寄場内の規律と手業に堪え兼ねて逃去を企てたものもある。即ち天保十四年(一八四三)十月十日の夜半と、翌十五年十月十一日の曉に寄場から逃去を企てた者があったが、直ちに番人に発見され再び寄場に引戻され、嚴重な仕置を加えられた。⁽¹¹⁾

なおこのため、非人頭千代松と番人たちはお咎めをうけた。

- (1) 『市中取締類集』(非人寄場之部一)
- (2) 同右
- (3) 『両溜書留』上
- (4) (5) (6) 『市中取締類集』(非人寄場之部四)
- (7) (8) 『市中取締類集』(非人寄場之部一)
- (9) 同 (非人寄場之部三)
- (10) 『市中取締類集』(非人寄場之部二) 千代松差出書
- (11) 同 (非人寄場之部三) 千代松上申書

六 非人寄場の危機とその打開策

非人寄場の収支

非人寄場はその御取建の際の条件として、天保十四年(一八四三)三月から弘化三年(一八四六)三月までの三カ年間は入用を下し置かれるが、四年目からは建物の修復以外はすべて食料といえども、手業の売捌き代銀をもつて賄うことになっていた。

ところが手業による収入は必ずしも当初の予定どおりではなかった。天保十三年(一八四二)五月に非人寄場新規御取建の儀を具申したときの見積は、すでに述べたとおり、当初の日課を一人一日草履または草鞋を三足、収容者を一〇〇人と予定した。これにより一日三〇〇足、一カ月九、〇〇〇足、その代銀は百文につき十二足の割合で菓代の拾八貫七百四拾六文を差引いてもなお五拾六貫貳百四拾八文となり、一カ年間に金百参兩三分、銭六百貳拾四文と計算している。

しかも三年後には手業に馴れて一人一日八足となり、一カ月で二四、〇〇〇足その上製品も優秀となり、百文につき拾足の割合となる。⁽¹⁾これにより菓代の六拾貫文を差引いてもなお百八拾貫文、一カ年に金参百参拾貳両貳分と銭参百七拾貳文になる計算であった。

ところが現実には、この見積どおりにはいかなかった。弘化四年(一八四七)三月の南町奉行遠山左衛門尉景元(弘化二年一八四五三月十五日南町奉行に再任)の書上げによると、扶持米・諸色の入用は当初の見積とさして変りはなかったが、手業代は入用の三分の一にも至らなかった。

なお参考までに天保十四年（一八四三）から弘化三年（一八四六）までの四年間における非人寄場の収支を示すと、つぎのとおりである。

◇天保十四卯年（但し三月十六日より）

扶持米 五拾貳石九斗八合七勺五才

諸色其外御入用

金七拾兩參分・永八文二分

銀拾五貫六百九拾四匁五分參厘

都合金四百貳拾兩、永八文余

手業代 銀壹貫四拾壹匁二分五厘一毛

金に改め金拾七兩壹分

永百四文壹分余

差引 金四百貳兩二分、永百五拾參文九步余

◇弘化元辰年（一八四四）

扶持米 七拾參石五斗四升貳合五勺

此代金 九拾四兩、永貳拾七文二分

諸色其外御入用

金九拾貳兩三分 永九拾五文七步

銀拾九貫四百五拾貳匁三分七厘四毛

金に改め參百貳拾四兩 永貳百六文二步

都合金五百拾壹兩 永七拾九文一步余

手業代 銀參貫參百八拾六匁貳厘五毛

金に改め五拾六兩一分、永百八拾參文七分余

差引 金四百五拾四兩貳分、永百四拾五文四分余

◇弘化貳巳年（一八四五）

扶持米 七拾參石五斗七升六合貳勺五才

此代金 百六兩貳分、永貳拾參文余

諸色其外御入用

金九拾七兩參分、永百七拾文九步

銀拾八貫七百四拾四匁貳分九厘一毛

金に改め參百拾貳兩一分、永百五拾四文八步

都合金五百拾七兩、永九拾八文七步余

手業代銀五貫貳百六拾七匁九分參厘五毛

金に改め八拾七兩參分、永四拾八文九步余

差引金四百貳拾九兩壹分、永四拾九文八步余

◇弘化參午年（一八四六）

扶持米六拾九石七斗九升貳合五勺

此代金百六兩參分、永百六拾四文一步余
諸色其外御入用

金百參拾兩貳分、永百拾四文八歩

銀貳拾貫五百貳拾五匁五厘貳毛

金に改め參百四拾貳兩、永八拾四文貳歩

都合金五百五拾貳兩貳分、永百拾參文壹歩余

手業代銀四貫百八拾壹匁壹分六厘六毛

金に改め六拾九兩貳分、永百八拾六文壹分

差引金四百八拾貳兩參分、永百七拾七文

とあつて、弘化元年から三年までの平均は

諸色其外御入用

金五百貳拾六兩參分、永百八拾六文參歩

手業代金七拾壹兩貳分、永五拾六文二歩

差引金四百五拾五兩貳分、永百貳拾四文壹歩の御入用を必要とした。

このため、当初の見積りどおり弘化四年（一八四七）三月から、寄場の修理を除き食料その他一切を手業代によつて賄ふことの困難が明らかになった。

紙漉手業の計画

かくて、草履・草鞋の手業代のみを以てしては、非人寄場を賄ふことの困難を知った時の北町奉行鍋島内匠頭直孝（天保十四年十月十日就任）及び南町奉行跡部能登守良弼（弘化元年九月十五日就任）は「御時節柄之儀も御座候間、御入用随分不相掛様精々工夫仕候³」として、まず考えたのが紙漉手業である。

その見積によると、非人小屋頭から抱非人の職業である紙屑を一日五拾貫目ずつ買い上げる。其の代錢拾五貫文、これは紙屑壹貫目につき錢貳百拾六文の割りである。この紙屑五拾貫目を漉返すと壹把九拾六枚のものが貳百參拾把となり、売捌代は拾把につき壹貫文としてその代錢貳拾參貫文となる。これから売捌人の口錢として、拾把につき貳拾文ずつ支払うとしてもなお一日の手業代は七貫五百貳拾文となる計算であつた。

但しこれには、つぎのとおり人足を必要とした。即ち紙屑五拾貫目の漉方は、一日式拾五人掛り、内訳は漉方拾人、手伝拾五人、これは紙屑撰方、叩方、干方等で、紙屑五貫目につき漉方壹人、手伝壹人半の割合であつた。

しかし漉方については、当時寄場入非人共の内に心得のある者がいなかったため、漉方拾人をおよそ壹力年ほど雇い入れ、その間に随分非人共に仕覚えさせる予定であつた。この雇い入れ紙漉職人に対し、一人一日飯米參合と銀參拾匁を支払うため、前記一日の紙漉手業代七貫五百貳拾文から雇賃銀を差引き、實質的には錢四貫貳百六拾八文となる計算であつた。

なおこの他、紙漉船その外の諸道具代として金拾貳兩參分と銀四匁を要するので、これを下し置かれるよう伺い出ている。そして

非 人 寄 場

紙漉相始候には、非人寄場矢来内場狭に而干場差支候間、模様替矢来建足等之儀相願候得共、紙漉之儀は新規之事に付、先試候上、弥々手業代相増候はば、其節建足之儀申立候様可申渡奉存候

とあつて、果して見込みどおり手業代が増加するか否かを危ぶまれた。その上新規のこととして、道具代の支出や、

寄場内の拡張、建増などもあったので、ついにこの紙漉手業は実現しなかった。

- (1) 『市中取締類集』(非人寄場之部二)
- (2) 『東京市史稿』(救済編)五二―五四頁、『市中取締類集』(非人寄場之部三)
- (3) 『市中取締類集』(非人寄場之部三)、『東京市史稿』(救済編)四〇頁

七 非人寄場維持に関する穢多頭彈左衛門の意見書

第一次意見書

非人寄場を弘化四年(一八四七)三月以後、その手業代のみをもつて賄うことの到底不可能な状態が明らかになったので、同年三月北町奉行鍋島内匠頭直孝は、南町奉行遠山左衛門尉景元(弘化二年三月十五日南町奉行に再任)と協議の上、御入用の支出方について老中阿部伊勢守正弘に伺を立てた。ところが翌嘉永元年(一八四八)九月二十六日に至り、ようやく伊勢守より

書面非人寄場御入用之儀、一躰穢多非人自身之進退彈左衛門方ニ而御計置候儀ニ付、総而引渡置候、野非人不逃去限同人方ニ而取締可致ハ当然之儀ニ付、右之次第彈左衛門江申渡之旨為心得、此上右寄場同人江引渡置非人共取扱方都而手限ニ而為取計候得ハ善七よりも手広之儀ニ付、番人其外猶一段之仕法も相立、諸入用格別減少致し手業代なども相増可候。依て相成可くは右之心得を以て、一応彈左衛門にも糺之上、勘弁致度候云々

という指令があった。⁽¹⁾

これにより穢多頭彈左衛門に糺したところ、累年の借財にて寄場引請の儀は今直ちにお答え致し兼ねる旨の愁訴があった。事実大名の生活にもまして豪華を極めていたといわれる彈左衛門の生活も、天保の改革により「燈心の専売」という特権を剝奪されてから、年々の収支に相当の赤字を出していた。

さて再三の延期を願っていた彈左衛門も、ついに嘉永二年(一八四九)二月十五日に至り、答申書⁽²⁾を提出した。その要旨は、

元来寄場人足の手業は当方手下の営める職業の内を撰ぶべき筈なるが、圈内手下の渡世向は品数少く、革屋・太鼓屋・雪踏^{ゆた}職のみなり。然るに寄場入を命ぜられたる野非人は、身持放埒にて両親の勘当を受け、或は渡世向未熟にして奉公成り難く、家を離れて無宿となりたる者共なれば、今更前記の職業に従事し得べきにあらず、草履・草鞋・竹皮草履等を作るの外、他に執らしむべき業無し。縦令彼等に致命を下し、番人・手代をして監督せしめ、従前に比し好成績を挙ぐるとするも、之を以て寄場の費用を支ふるに足らずとして、まず非人寄場一カ年の収支見込を挙げています。

その内容は収容人員を百人とし、二季御仕着・食料・薪炭・油・蠟燭・薬代・医師二名の給金等の拾七項目で、金六百参拾貳両貳分と銀七匁八分五厘六毛。また番人の賃銀として昼間は一日貳拾四人、一カ年延八、四九六人。老人につき銀貳匁宛。夜間は一夜拾参人、一カ年延四、六〇二人。老人につき銀壹匁五分宛。その合計金参百九拾八兩壹分、貳口の総計金千参拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛と計算している。

非人寄場
しかも手業代は、僅か金貳百兩壹分貳朱と銀六匁に過ぎず、差引金八百貳拾兩壹分貳朱と銀壹匁八分五厘六毛の不足を生ずるとあった。なおこの計算によると、番人の賃銀が総経費の三分の一以上を占めることに注意を要する。

彈左衛門はこの計算につづいて更に、彈左衛門自身と配下の状況を述べている。

当方に一手取締を命ぜらるるは、冥加の次第なれば、一議に及ばず承引いたすべき筈なれど、毎年の不足額は金八百式拾兩分と銀壹匁八分に及び、これを補はんと欲するも、累年の困窮にて殊に多分の借財あり。また田内手下共は往古より御仕置その他の公用を奉ぜるを以て、此の上の負担を増し難く、さりとて在方長吏の負担もまた軽しといふを得ず。即ち彼等は斃牛馬の皮を取入るるを職場と称し、右年貢銀を当方に納める外、家別役銀なるものを納め、此の分も先年より年限を定めて五割増納を命じ、年限尽くる毎に延期して以て今日に至り、未納者もまた尠なしとせず。加ふるに彼等とても、居住地の御役用を勤め、当方より引渡者ある時は、その入用を弁じ、また当方用向には村継人足を勤め居れり。

されば今般非人寄場御用を命ぜられたる趣を、村々長吏小頭并に行事等に論達し、家別に出銀を為さしむるとせんか、配下の長吏の家数約六千軒、壹軒につき従前の家別役銀以外に銀壹匁宛出さしむるとするも合計金壹百兩餘にして、到底寄場入用を支ふるに足らざるなり

と、彈左衛門自身及び配下の窮状を縷々として訴えている。

そして非人寄場維持の対策として彈左衛門が考えたのは、御府内の地所持全町人に助成銀を仰ぐとともに、市中において牛馬の皮毛類を使用する諸職及び履物渡世の向に助成銀を請わんとする案であった。その理由として案ずるに御府内は両御番所様の支配にして、地面を所有するは町家中にても商売手広の大家なれば、地面一ヶ所につき一日銀壹厘三毛余、一カ月銀四匁宛を毎月助成として出銀あらば、非人寄場を永續せしめ得べし。

もともと寄場入を命ぜらるる輩は、身に孤を纏い町家店先に立塞り、米銭を乞へる無宿野非人共なれば、彼等を符込みて一所に收容するに對し若干の助成を希望するも、全く理無きにあらざるべし。また市中にて牛馬の皮毛類を使用する諸職及び履物渡世の向より助成を請はんと欲するもまた当然のことなるべし。

これを要するに、非人寄場の維持には前記の如き多額の金高を要し、容易に承諾の上、後來故障を生せば由々しき大事なるを以て、腹藏なき所見を陳述する次第である。

と結んでいる。

この計画によると、御府内の地所持全町人を壹万參拾屋敷と見積り、壹屋敷一カ月銀四匁八分、年額金八百式兩分式朱と銀壹匁五分の助成となり、一方御府内の雪踏屋・草屋・馬具屋・草煙草入屋・ゆがけ師等より、壹軒につき一カ月銀三匁・下駄屋・麻裏草履屋・鼻緒屋・三味線屋より銀式匁、筆屋より銀壹匁五分、合計金五百六拾八兩三分式朱と銀壹匁五分の助成を得ようとする計算であった。

この彈左衛門の答申も、鍋島内匠頭直孝の後任である北町奉行牧野駿河守成綱（嘉永元年十一月八日就任）により、到底実行せらるべき仕法とは認め難しとして保留せられた。

再度の意見書

彈左衛門の意見書が、牧野駿河守成綱の許に提出せられた嘉永二年（一八四九）二月十五日の時点における非人寄場は、のちに述べるとおり收容者の赦免があつて全くの空虚と化していた。このため昼夜の番人は、非人頭善七から無賃で出している状態であつた。

このため牧野駿河守成綱は、遠山左衛門尉景元と協議し、目下の情況においては非人寄場に收容を要する者あ

りとしても、その数は極めて僅少である。それにも拘らず徒らに番人手当に多額の経費を要することは頗る不経済である。それ故非人寄場御取立以前の如く狩込による野非人は弾左衛門に引渡すべく、同人の再調査を待つべしとして、さきに提出せられた意見書を、同年四月却下した。⁽⁵⁾

弾左衛門再調の意見書について、具体的な記録はないが、前回と同様御府内の地所持全町人から助成をうけることとした。但しその算出の基礎を、前回は老屋敷につき一カ月銀四匁八分であったのを、今度は持地所小間一間につき銀七厘に変更した。小間は公役賦課の基準で、享保の改正により拾参万五千四百四拾弍間余とあるにより、これに一カ月銀七厘を乗した年額百拾参貫七百七拾老匁弍分八厘、金に改め千八百九拾六匁弍朱と、銀参匁七分八厘と計算した。

ところが牧野駿河守は、この意見書を再び却下し、更に勘考すべしとしたので、さすがの弾左衛門も、右の外他に仕法なき旨を断言したという。

(1) 幸田成友『非人寄場』(三田学会雑誌第一一巻第四号)五二頁

(2) 同右五三一五五頁

(3) 同右

(4) 前掲『非人寄場』五三頁

(5) 前掲幸田成友『非人寄場』五七頁

八 非人寄場の閉鎖

非人寄場收容者の切放と赦免

これよりさき、嘉永元年(一八四八)十月二十四日の払暁、浅草非人溜に出火があり、同所後口に隣接する非人寄場も危険に瀕したので、伝馬町牢屋敷の火災時解き放ち及び人足寄場の危険時切り放しに準じ、当時收容中の全員十二名を一時切り放した。⁽¹⁾

ところが非人頭車善七の申し付けをよく守り、鎮火後一人の逃亡者もなく全員が早々に帰場した。これにより善七から穢多頭弾左衛門に慈悲願を出し、町奉行の許可を得て十二名全員の寄場入りが赦免され、夫々に引渡された。

この措置は非人寄場取建後、初めてのことで、同年十一月北町奉行鍋島内匠頭直孝と南町奉行遠山左衛門尉景元の連署をもって、老中阿部伊勢守正弘にまで報告されている。⁽²⁾

非人寄場閉鎖の伺書

嘉永三年(一八五〇)十二月に至り時の北町奉行井戸対馬守寛弘(嘉永二年八月一日就任)は、南町奉行遠山左衛門尉景元の同意を得て非人寄場の処置に関し伺書を提出することとなった。⁽³⁾

その要旨は、まず非人寄場の御入用減少について先役鍋島内匠頭直孝が伺書を提出したことに始まり、再三にわたり穢多頭弾左衛門に仕法書を出さしめた願末に及び、ついにお上より御入用を下し置かれぬ限りにおいては、到底維持することを得ずと断じている。

非人寄場
ついで無宿片付方について弘化二年(一八四五)十二月及び同四年(一八四七)四月の再度にわたり評定所一座より言上した趣旨に及び更に、去る天保十三年(一八四二)十一月の無宿・野非人引渡しの触書により右引受人中或は所役人の命を奉せず、拘禁せざれば他人に害を与えまたは度々欠落する輩は、公料たると私領たるとを問

わず寄場を作つて収容すべしとあるにより、寄場取建について諸方より問い合わせのあったことに及んでいる。ところが、右触書が出て以来、御府内において無宿野非人の徘徊するもの極めて僅少となつたため、本令発令以前の状態で復し、享保の御定書に基づき無宿片付方を取り計い、持に拘禁を要する者に限り寄場入を命じたいと述べている。

一体野非人と称するも、実は平人素生の者が多く、非人素生の無宿非人はむしろ少数である。平人素生の者は御定書により取計い、その中非人手下を望む者は弾左衛門に引渡し同人の取締に委すれば可なり。

また非人素生の無宿にして当時徘徊する者は僅少なれば、非人寄場に収容せず、天保十三年（一八四二）発令以前の如く弾左衛門に引渡すも取締方に支障なければ、この際非人寄場を閉鎖し、取壊を命ぜられたと結論している。

非人寄場の崩壊と閉鎖

一方非人寄場の建物は、天保十四年（一八四三）二月御取建より十年余の歳月を経た上、元来湿地帯のこととて腐蝕が甚だしく、烈風により倒壊の恐れもありとして、非人頭善七より修復の願出があつた。このため町奉行所から組与力を派遣して検分せしめたところ、九分どおりの修復を必要とし、殆んど新規普請と同様の費用を要することが判明した。⁽⁴⁾

しかも前述のとおり、永統の仕法もなければ、むしろ一時閉鎖すべきであろうとの意見書を、嘉永五年（一八五二）二月、阿部伊勢守まで上申した。⁽⁵⁾

たまたま同年八月十日烈風雨あり、寄場の傾斜が甚だしく危険に瀕したので、非人頭善七が一応応急の担当を

施した。ところが翌嘉永六年（一八五三）五月二十一日、桁行拾貳間、梁間貳間半の非人小屋が東方に崩壊し、これに隣接する式間に式間半の小屋も歪み危険に陥つた。このため取り敢えず崩壊した小屋を取り壊したが、ついで寄場全部を畳んだ。

この非人寄場取り壊しについて、北町奉行井戸对馬守寛弘、南町奉行池田播磨守頼方（嘉永五年三月三十日就任）から老中阿部伊勢守正弘につきのとおり届出を行なつた。⁽⁶⁾

伊勢守殿

非人寄場之儀ニ付申上置候書付

井戸对馬守

町奉行

浅草溜後非人寄場之儀、穢多頭弾左衛門一手ニ而可取賄仕法勘弁仕可申上旨御沙汰有之、弾左衛門江も相尋、再応勘弁仕候得共、御入用不被下賄方出来致し候良策無御座候処、右寄場年数相立朽腐致候ニ付、追而良策を得候迄、先置置候様可仕哉之旨、去子二月中申上、當時伺中ニ御座候処、同八月十日、烈風雨之節傾、危候旨懸り組之者申聞候間、手当為仕置候処、去ル廿一日桁行拾貳間、梁間貳間半之場所、東之方江倒相崩れ、其余女非人共差置候式間ニ式間半之場所もゆがみ、惣体ニ弥危相成候段、非人頭懸り組之者江申立候ニ付、右組之者見分爲仕候処、相違無御座候間、右寄場先爲置置申候、依之申上置候

丑五月

井戸对馬守

池田播磨守

- (1) 『市中取締類集』(非人寄場之部四)
- (2) 同右
- (3) 前掲幸田成友『非人寄場』五八一―五九頁
- (4) (6) 『市中取締類集』(非人寄場之部四)

むすび

上述のとおり天保十四年(一八四三)二月、浅草非人溜後方明地に新規御取建となった非人寄場は、嘉永六年(一八五三)五月に、僅か十年余りで崩壊し閉鎖した。

かくも短期間にして消滅したことについて、いくつかの原因が考えられる。その一つは非人寄場の修復以外はすべて寄場内の手業代銀によって賄い得るとした、当初の見積の大きな誤算があり、その二つは、非人寄場取建の後は、幸にして天保の大飢饉の如き惨事もなく、このため農村より都市持に江戸に流入する窮民の減少したことによる。

しかしこれは飽くまでも表面的な理由で、当初北町奉行遠山左衛門尉景元が、非人寄場御取建を上申したとき「非人片付のため可然」として、これを裁可した水野越前守忠邦には、天保の人別改令とともに、農村人口の回復によりようやく恒久化しつつあった農村の疲弊を防止し、併せて都市持に江戸の人口集中による細民の増加とこれに伴う治安上の不安を除去するにあった。

非人寄場の新規御取立も、単に天保の大飢饉という一時的な社会現象に対する処置ではなく、庶民特に下層社会に対する恒久的な施策であったと考えたい。『東京市史稿』なども、非人寄場を、養生所と同様に『救済編』

において取扱っているが、筆者はこれを単なる一時的救済施策であったとは考えたくない。

ところが水野越前守の失脚により、折角の理念も挫折し、その跡を継いだ老中阿部伊勢守正弘を初め爾後の幕閣は、当時ようやく喧しくなった尊王攘夷、外国艦船の近海出現という内憂・外患に忙殺され、こうした細民に對する施策にまで及ばなかったと見るべきである。

水野越前守の施策については、従来領主的政策であったとして、兎角の批判も多い。しかし徳川治世において傑出した為政者の一人であったと考えたい。

それについても、非人寄場の規範となった寛政度の人足寄場は貴重な存在であり、その創設を具申した長谷川平藏と、これを裁可した松平楽翁定信の功績は永く記憶せらるべきであらう。

引用参考文献

国立国会図書館所蔵旧幕府引継書

寛政撰要類集 穢多非人之部一―三

天保撰要類集 人別之部一―八

市中取締類集 人別出稼之部一―三

同 非人寄場之部一―四

同 奇特御賞、非人寄場、上納金之部 上中下

幸田成友『非人寄場』三田学会雑誌第十一卷第四号

同 『天保人別改令』三田学会雑誌第十卷第八号・第十二号

石井良助『続江戸時代漫筆』井上書房刊

北島正元『水野忠邦』吉川弘文館刊

北島正元『幕藩制の苦悶』日本の歴史一八中央公論社刊
高柳金芳『江戸時代非人の生活』雄山閣出版刊
南和男『江戸の社会構造』塙書房刊
笠原一夫・安田元久『史料日本史』山川出版社刊
山口啓一・佐々木潤之助『幕藩体制』日本評論社刊

人足寄場と民衆

荒井貢次郎